刺し網漁業

番号	制 限 措 置 (規則第11 条関係)							
	漁業種類	許可等をすべき 漁業者の数	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	申請期間
8-1-	さわら流し	2人	定めなし	定めなし	大分県と福岡県の境界点から6度15分(真方位)の線と豊後高田市と	3月1日から	中津市(三光、本耶馬渓町、耶馬溪町及び山国町を除く。)、宇	令和7年1月6日から
1	刺し網漁業				国東市の境界点から350度(磁針方位)の線との間の大分県海域。ただ	12月31日まで	佐市(安心院町及び院内町を除く。)又は豊後高田市に住所を	同年2月6日まで
					し、最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域を除く。		有する者	

備考

- 1 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。
- 2 この告示に係る許可又は起業の認可には、必要な条件を付けるものとする。
- 3 この告示に係る許可の有効期間は、許可の通知日から令和8年10月31日までとする。